

1. フリーランス新法 施行後の流れ (11月1日受注分より)

①

<資料1：受付伝票兼受注票>がお手元に届く



②

下見を行う



③

<資料2：下見作業日報>を提出

●提出方法：

I：ポストに投函（藤代作業場・事務局）

II：事務局に直接提出又はFAX送信

III：メール送信（送信後事務局に連絡）

●注意点：

A：下見票に作業を行う人の名前を全員記入してください。

B：作業予定日も必ず記入してください。



④

<資料3>・会員クラウド ホーム画面
・会員クラウド 就業条件明示書

注意点：

A：就業条件明示書（資料3）が出ている人しか就業できません。

B：当日に作業人数を増やすことはできません。

C：変更がある場合は、必ず事務局に連絡してください。



⑤

作業を行う